

# 調査・設計業務における アドバイザー方式（部分的支援） の試行について

国土交通省大臣官房技術調査課技術情報係長

もりくぼ つかさ

森久保 司

## 1 はじめに

「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会中間とりまとめ」において、入札・契約制度の改善策の一つとして「発注者として適切な判断ができるための体制の確立」が提案されており、適正な業務執行を図る上で発注者の技術力が不足する場合には、アドバイザーによる発注者支援を受けることが必要であるとされています。

本中間とりまとめを踏まえ、直轄事業においてモデル的にアドバイザー方式を試行し、その結果を受けて、アドバイザー方式を制度化し、地方自治体等への普及、促進を図るものであります。

本稿では、アドバイザー制度の試行を行うにあたって実施要領（案）を策定したのでご紹介します。

## 2 アドバイザー方式とは

この方式は、国土交通省地方整備局等が行う公共土木工事にかかわる調査・設計業務の執行について、各地方整備局または工事事務所が、調査・設計に関し専門的知識を有し、経験豊富な技術者（以下「アドバイザー」という）から、技術的な助言・指導等の支援を受けるものです。

## 3 適用範囲

- (1) アドバイザーは原則、「民間建設コンサルタント」とします。
- (2) アドバイザーの支援先となる発注機関は、国土交通省地方整備局および工事事務所とします。
- (3) アドバイザー業務は、以下に例示する調査・設計に係る支援業務について専門的、技術的な助言・指導、提示等を行う「部分的支援」（表 1 参照）とします。

調査・設計業務に係るアドバイザー業務（例）

- ① 発注計画案の作成

表 1 部分的支援と全面的支援

	部分的支援	全面的支援
適用範囲	●ある程度の技術を発注者が有しており、設計・施工のコントロールが可能であるが、特定の専門技術のみが不足しているケース	●技術者がおらず、設計・施工のコントロールや発注事務処理ができないケース
必要技術	●特定専門技術（トンネル、ダム等）	●一般発注技術（企業評価、発注事務、設計、施工）
設計・施工者との関係	●現状どおり	●設計者・施工者との契約において支援者を位置付けることが必要

- ② 発注仕様書案の作成
  - ③ 設計書等の作成支援
  - ④ 調査・設計企業の選定・特定支援
  - ⑤ 調査・設計業務の監督支援（打ち合わせ立会，助言，指導）
  - ⑥ 成果品の照査支援，等
- (4) アドバイザーに発注者業務の部分的支援を委託するケースとしては，特定の専門技術者が不足している以下の例が考えられます。

- ① 複数業務の発注時期が集中
 

予算示達時期の集中や供用開始時期の繰り上げ等により関連する調査・設計業務の発注時期が集中し，設計図書等の整備が遅延している場合
- ② 設計委託等業務発注が輻輳
 

重要構造物における一連の調査・設計業務を複数企業に委託し，委託業務間での整合を図るために高度な技術力および経験を要する場合
- ③ 高度な専門技術力を要する計画立案業務
 

路線計画，河道計画や重要構造物の計画等，高度な専門技術力を要する計画業務を委託するにあたり発注計画等の整理が困難な場合

## 4 アドバイザーの選定

調査・設計にかかわる部分的支援のアドバイザーは，原則公募するものとし，「簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）」に準じた方法により特定するものとします。手続き日数は適宜短縮してよいものとします。

なお，民間建設コンサルタントからの参加者が不調となった場合（適切なアドバイザーと特定できない場合を含む），建設弘済会や建設技術センター等に個別に随意契約し委託するものとします。

### (1) 公 募

「簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）」に準じた方法によりアドバイザーを特定する場合，担当技術者の資格要件としては，「同種・類似業務の管理技術者実績が 件以上」，あるいは，「技師長（主任技師以上）の経験を有する」など，経験を重視することとします（資格要件として，「発注に関する行政経験」「地域精通度」「技術士あるいはRCCMなどの資格」を含めることも一例）。

表 2 アドバイザー選定の評価項目（案）

評価項目	評価の着眼点		
技術者評価 (提出書類)	資格要件	技術者資格	技術者資格の有無
	専門技術力	業務執行技術力	同種・類似業務の実績 業務成績 当該分野従事期間 技術者表彰・業務表彰の有無
	業務実施方針および手法	業務の理解度	業務の理解度
		実施方針	実施手順の妥当性 重要事項の把握度
		特定テーマに対する技術提案	特定テーマに対する提案内容的確性，実現性，独創性等
	情報収集力	地域精通度	当該事務所，周辺での受注実績
	専任性	専任性	手持ち業務金額および件数
	倫理性		過去の行政処分等の実績
技術者評価 (ヒアリング)	専門技術力		専門技術力の確認
	取り組み姿勢		業務への取り組み意欲
	コミュニケーション力		質問に対する応答性
	倫理性		倫理性の確認
参考見積			

また、以下の事項についても公募要件として明示します。

- ① 準公務員としての義務
  - i) アドバイザーは発注者の部分的支援を行うため、国家公務員倫理法を準用する。
- ② アドバイザーの権限
  - i) アドバイザーは、業務の遂行上知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。
  - ii) 派遣要請を行った発注者は、派遣されたアドバイザーによりアドバイスされた内容の採用等については、自己の判断に基づき処理するものとし、アドバイザーのアドバイス内容に関する責任は問わないものとする。
- ③ 関連業務受注の制限
  - i) アドバイザーの属する建設コンサルタント企業、または当該企業と資本・人事面等において関連があると認められた企業は、当該業務が直接対象とする調査・設計業務等のプロポーザル、競争入札には参加することができない。
  - ii) アドバイザーの属する建設コンサルタント企業と資本・人事面等において関連があ

ると認められた製造業者または建設業者は、当該業務に係る工事の入札に参加しまたは当該工事を請け負うことができない。

(2) アドバイザーの選定（特定）

「簡易公募型プロポーザル方式（技術者評価型）」に準じた方法によりアドバイザーを選定（特定）する場合、アドバイザー選定の具体的評価項目（案）は表 2のとおりです。

## 5 アドバイザーとの契約

- (1) 国土交通省地方整備局または工事事務所は、特定されたアドバイザーに当該アドバイザー業務を依頼し、随意契約により締結するものとしします。
- (2) アドバイザーとの契約期間およびアドバイザー業務内容等は、特記仕様書に基づくものとしします。
- (3) アドバイザー業務の成果品については特記仕様書において示されるものとし、一般には以下のとおりとしします。
  - ・報告書（表 3の例に基づいた成果品をとりまとめたもの）

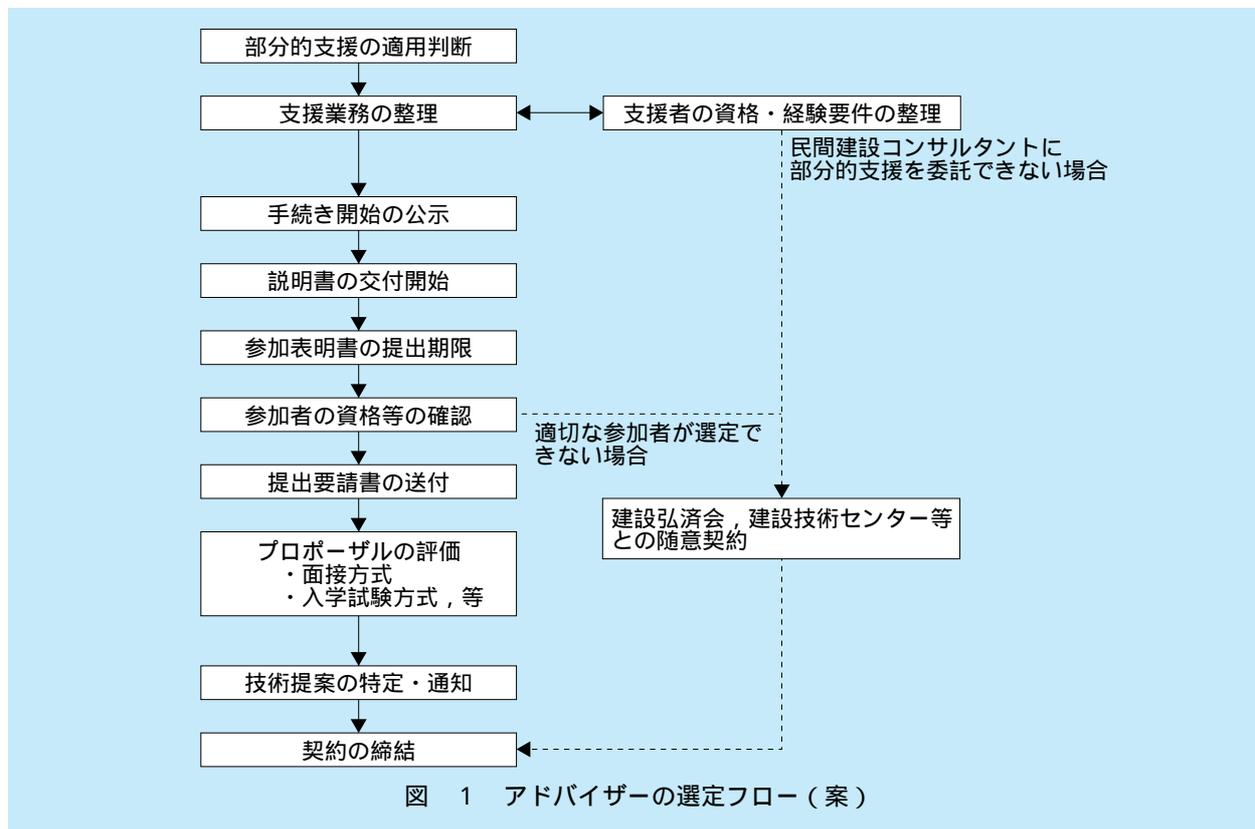


図 1 アドバイザーの選定フロー（案）

表 3 アドバイザー業務の成果品例

業務区分	成果品（例）	備考
①発注計画案の作成	●発注計画書案	
②発注仕様書案の作成	●公告・掲示案 ●現場説明書案 ●プロポーザル要請書案 ●特記仕様書案 ●貸与資料等（図面等）の準備	個々の調査・設計委託業務に対して作成
③設計書等の作成支援	●設計書案 ●契約変更設計書案	個々の調査・設計委託業務に対して作成
④調査・設計企業の選定・特定支援	●企業選定基準案 ●企業選定結果案 >プロポーザル提出者選定結果案 >プロポーザル評価案，等 ( Tecris 等の使用をアドバイザーに認める場合も考えられる )	個々の調査・設計委託業務に対して作成
⑤調査・設計業務の監督支援	●打合せ記録簿（調査・設計企業との協議・打合せ） ●指示書案	個々の調査・設計委託業務に対して作成
⑥成果品の照査	●設計照査結果に基づく指示書案	個々の調査・設計委託業務に対して作成

上表に示す各成果品に関しては具体的数量を明示し、設計変更の対象とする。

- ・日報・打合せ記録簿（アドバイザー業務）
- ・収集資料等一式（支援業務にて立案，提案，助言するにあたり収集した資料）

なお、これら成果品の取り扱いには、通常の公共土木設計業務等における取り扱いと同様、その著作権は全体として発注者にあり、発注者は成果を自由に使用し、アドバイザーに断ることなく修正して使用することができるものとします。

## 6 留意事項

### (1) 設計変更の取り扱い

アドバイザー業務を発注する段階において、仕様書案や設計書等の作成件数、監督支援や成果品の照査支援等にかかわる数量等がアドバイザーとの契約当初では不確定であり、当面のアドバイザー制度の試行では以下のような例が考えられます。

- ① アドバイザーの業務遂行形態と所用従事日数について事前に条件明示し、設計変更の対象とする。

ケース A：発注準備段階では集中した 日間，対象業務遂行途上では 日間ずつ 回，業務完了段階では集中した 日

間，支援要請事務所に勤務する。

ケース B：発注準備段階，対象業務遂行途上，業務完了段階ともに， 日間ずつ 回，支援要請事務所に勤務する。

なお、支援対象業務の発注準備段階から、支援対象業務の完了まで、支援要請事務所に常勤するケースは、現行の現場委託業務との混在を避けるため、対象外とします。

- ② 支援業務にかかわる成果品の数量（仕様書案，設計書案，打合せ記録簿等）を明示し，設計変更の対象とする。
- ③ 支援業務に関する打合せ・協議回数を明示し，設計変更の対象とする。

## 7 おわりに

今後、技術的支援の対象となる業務の実施を通じて、課題の抽出，評価，改善提案等を行うこととしています。

さらに、これらの内容をとりまとめて設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会において審議いただき、地方公共団体等支援のためのアドバイザー方式の具体化を行うこととしています。